

横須賀市感染症予防計画の策定について

横須賀市 民生局健康部保健所保健予防課

2023年 8月18日

感染症予防計画の概要について

計画策定の背景

令和4年12月9日感染症法改正により、同法第10条による感染症の予防のための施策の実施に関し、同法第9条で厚生労働大臣が定める「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」に即して、都道府県等が定める計画と整合性を図った保健所設置市による計画を策定することになった。

(参考) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)

(予防計画)

第十条 都道府県は、基本指針に即して、感染症の予防のための施策の実施に関する計画(以下この条及び次条第二項において「予防計画」という。)を定めなければならない。

2 予防計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 地域の実情に即した**感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策**に関する事項

二 地域における**感染症に係る医療を提供する体制の確保**に関する事項

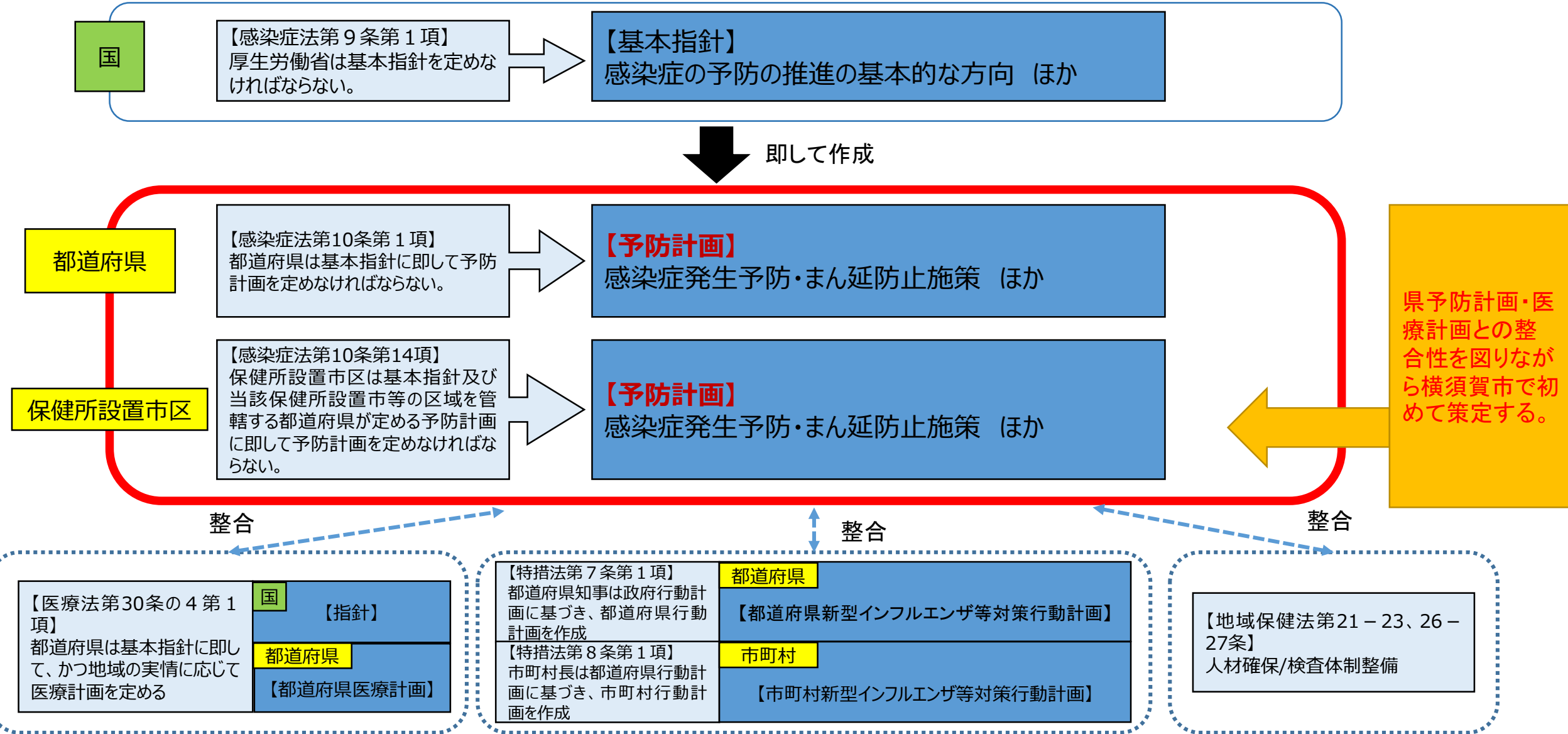
三 **緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供**のための施策(国との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。)に関する事項

3 予防計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、感染症に関する研究の推進、人材の養成及び知識の普及について定めるよう努めるものとする。

）

14 保健所設置市等は、基本指針及び当該保健所設置市等の区域を管轄する都道府県が定める予防計画に即して、予防計画を定めなければならない。

予防計画の位置づけ



横須賀市感染症予防計画の策定について

策定のポイント

- 保健所設置市においても、感染症予防計画を策定(令和6年4月施行)
- 神奈川県感染症予防計画との整合性を図った予防計画を策定するために、**県連携協議会（感染症対策協議会）へ参加**(横須賀市として保健所長が参加)
- 検査体制、人材育成、人員体制等について**数値目標の設定**
(医療提供体制等は県が数値目標を設定する。)

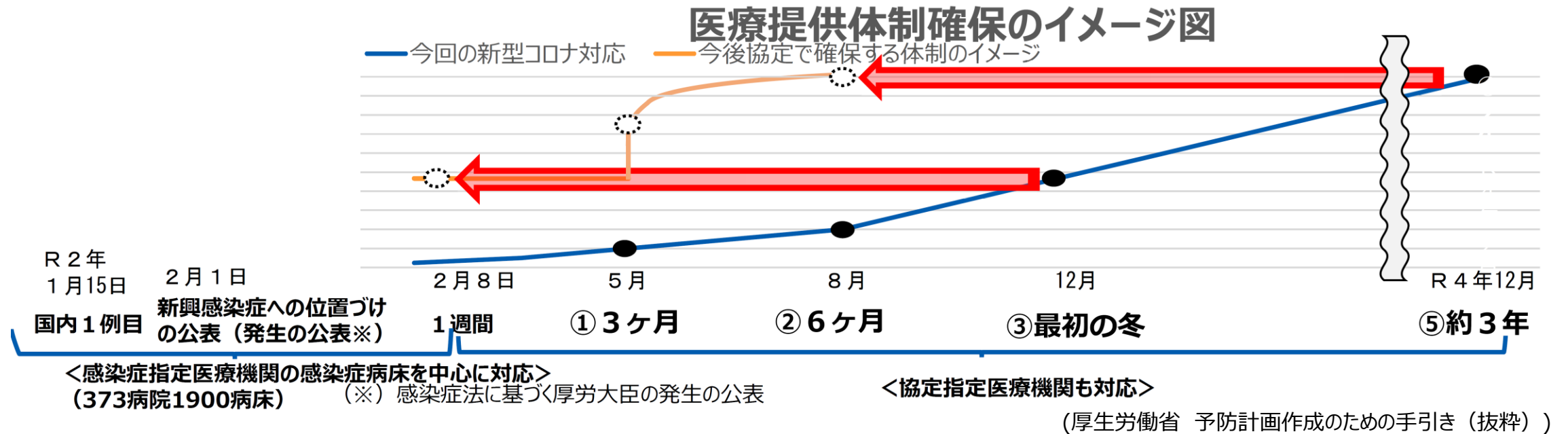
医療提供体制に係る国の数値目標の考え方等について

1 流行初期（3ヶ月まで）

- 新興感染症発生の公表後、流行初期の3ヶ月までの間は、新型コロナ発生の公表後約1年後（最初の冬に相当する波が発生）の入院・外来の患者数の規模に、前倒しで対応できるよう、体制を確保することを目指す。

2 流行初期以降（3ヶ月後から6ヶ月まで）

- ① 流行初期の3ヶ月経過後には、流行初期対応を行っていない公的医療機関等（対応可能な民間医療機関を含む。）も加えて、体制を確保することを目指す。
- ② その後、6ヵ月までに、新型コロナ対応で約3年かけて確保した最大値（R4.12）の体制について、これまで対応を行ってきた全ての医療機関を念頭に、できる限り速やかに確保することを目指す。



横須賀市の計画策定に際しての基本スタンス（案）

- 新型コロナ対応に係る**県と保健所設置市の経験**を踏まえて計画を策定する
- **横須賀市の予防計画と県の予防計画との整合**を図る
- 国基本指針を踏まえる一方で、**新型コロナの経験**を踏まえた適切な**数値目標の設定**を検討する
- 数値目標の設定に当たり、**新型コロナと同様に、新興感染症の発生に伴い特措法が適用**され、感染症の予防及びまん延の防止に関する**各種措置が行われることを念頭に**検討する
- 数値目標を担保する関係医療機関等との**協定締結は、令和6年3月まで**に行う

計画における県と設置市の取組

神奈川県連携協議会

計画主体（県・市）

県

保健所設置市（任意事項含む）

基本的な方向
(連携協設置等)

総合調整事項

医療提供体制
(医療機関(病院・診療所)、
保険薬局、訪問看護事業所)

予防及びまん延
防止施策

検査体制
(地衛研、医療機関(病院・
診療所、民間検査会社)

移送体制

宿泊施設体制
(公的宿泊施設、
民間宿泊施設)

外出自粛対象者
療養環境整備

人材育成

保健所体制
(域内保健所)

緊急時事項

学識経験者等

メディア

市町村

検疫所

消防本部

衛生研究所

※結核等、特定の感染症に関する既存項目も継続して規定

協定締結機関・事業者



(参考) 国指針と予防計画の関係①

厚生労働省の指針記載事項			設置市 予防計画 の項目	設置市 数値目標
厚生労働省の基本指針の記載事項	現行の神奈川県予防計画の 項目	国が示す留意点		
一 感染症の予防の推進の基本的な 方向 (一部修正)	I 感染症対策の推進の基本的な 考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・予防計画に基づく取組状況の進捗確認を行う仕組みの構築 ・都道府県連携協議会の設置 ・専門職を含む人材の確保、派遣、受入れに関する体制の構築等 		
二 感染症の発生の予防のための施 策に関する事項 (一部修正)	II 本編 第一 感染症の発生の予防に 関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・検疫所と管内医療機関の協定締結に関する協議 ・関係機関及び関係団体との連携 等 	○	
三 感染症のまん延の防止のための 施策に関する事項 (一部修正)	第二 感染症のまん延防止に 関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新興感染症の発生の状況等に関する情報の公表に関する市町村への協力要請 ・協力を求めた市町村に対する患者数及び患者の居住地等の情報提供 等 	○	
四 感染症及び病原体等に関する情 報の収集、調査及び研究に関する事 項 (一部修正)	第四 感染症及び病原体等 に関する調査及び研究に關する 事項	<ul style="list-style-type: none"> ・国が整備する感染症発生動向調査の情報基盤の活用 ・電磁的方法による発生届及び積極的疫学調査に関する情報の報告等 等 	△	

○:必須、△:任意

(参考) 国指針と予防計画の関係②

厚生労働省の指針記載事項			設置市 予防計画 の項目	設置市 数値目標
厚生労働省の基本指針の記載事項	現行の神奈川県予防計画の 項目	国が示す留意点		
五 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項 (一部修正)	第五 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新興感染症の発生時を想定した検査体制のあり方 ・地方衛生研究所の体制強化 ・民間検査機関・医療機関との協定締結 等 	○	
六 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項 (一部修正)	第三 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関ごと(感染症指定医療機関、協定締結医療機関、結核指定医療機関、その他医療機関)の役割分担 ・医療機関との協定締結 ・医療提供体制の確保に関する医療関係団体等との連携等 		
七 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項 (新設)	新設予定	<ul style="list-style-type: none"> ・県及び保健所設置市の患者移送体制の確保 ・消防機関との連携、民間事業者等への業務委託等 ・消防機関に対する適切な情報提供 等 	○	
八 感染症に係る医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項 (一部修正)	※国のみ記載事項	—		

(参考) 国指針と予防計画の関係③

厚生労働省の指針記載事項			設置市 予防計画の 項目	設置市 数値目標
厚生労働省の基本指針の記載事項	現行の神奈川県 予防計画の項目	国が示す留意点		
九 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項 (新設)	新設予定	・体制の確保に当たり対象とする感染症は、法に定める新興感染症を基本とする ・計画の策定に当たっては、新型コロナウイルス感染症への対応を念頭に取り組む 等	○	
1 協定締結医療機関（入院）の確保病床数 (新設)	新設予定	・新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者を入院させるための病床数		
2 協定締結医療機関（発熱外来）の機関数 (新設)	新設予定	・新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の疑似症患者若しくは当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者等の診療を行う医療機関数		
3 協定締結医療機関（自宅療養者等への医療の提供）の機関数 (新設)	新設予定	・宿泊施設や居宅へ医療を提供する医療機関等の数		
4 協定締結医療機関（後方支援）の機関数 (新設)	新設予定	・診療を行う医療機関等に代わって新興感染症の感染症症患者以外の患者に対し、医療を提供する医療機関数		
5 協定締結医療機関（人材派遣）の確保人数 (新設)	新設予定	・人材派遣に協力する感染症担当者の確保数		

(参考) 国指針と予防計画の関係④

厚生労働省の指針記載事項			設置市 予防計画の 項目	設置市 数値目標
厚生労働省の基本指針の記載事項	現行の神奈川県 予防計画の項目	国が示す留意点		
九 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項 (新設)	(再掲)	(再掲)	○	
6 医療措置協定に基づき個人防護具の備蓄を十分に行う医療機関の数 (新設)	新設予定	・個人防護具の備蓄を十分に行う医療機関の数		
7 検査の実施件数(実施能力)、検査設備の整備数 (新設)	新設予定	・新型インフルエンザ等感染症等の病原体の検査の実施能力及び地方衛生研究所等における検査機器の数	○	○
8 協定締結宿泊施設の確保居室数 (新設)	新設予定	・宿泊施設の確保居室数	△	△
9 医療従事者や保健所職員等の研修・訓練回数 (新設)	新設予定	・感染症医療担当従事者等及び保健所の職員その他感染症の予防に関する人材の研修及び訓練の回数	○	○
10 保健所の感染症対応業務を行う人員確保数、即応可能なIHEAT要員の確保数(IHEAT研修受講者数) (新設)	新設予定	・新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間における感染症の予防に関する保健所の業務を行う人員及び地域保健法第二十一条第一項に規定する者であって必要な研修を受けたものの確保数	○	○

(参考) 国指針と予防計画の関係⑤

厚生労働省の指針記載事項			設置市 予防計画の 項目	設置市 数値目標
厚生労働省の基本指針の記載事項	現行の神奈川県 予防計画の項目	国が示す留意点		
十 宿泊施設の確保に関する事項 (新設)	新設予定	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設の確保に関する事項の基本的な考え方 ・保健所設置市が宿泊施設を確保する場合の役割分担 ・宿泊施設の確保に関する方策 等 	△	
十一 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項 (新設)	新設予定	<ul style="list-style-type: none"> ・外出自粛対象者の療養生活の環境整備の基本的な考え方 ・外出自粛対象者の療養生活の環境整備の方策 ・外出自粛対象者の生活支援に係る市町村や民間事業者との連携体制・役割分担 等 	○	
十二 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整・指示の方針に関する事項 (新設)	新設予定	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症の予防又はまん延防止のための総合調整・指示のあり方 等 		
十三 第五十三条の十六第一項に規定する感染症対策物資等の確保に関する事項 (新設)	新設予定	<ul style="list-style-type: none"> ・平時から感染症対策物資等が不足しないよう対策等の構築 等 		

(参考) 国指針と予防計画の関係⑥

厚生労働省の指針記載事項			設置市 予防計画の 項目	設置市 数値目標
厚生労働省の基本指針の記載事項	現行の神奈川県予防計画の項目	国が示す留意点		
十四 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項 (一部修正)	第七 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症患者等の人権の尊重に関する事項	・感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症患者等の人権の尊重に関する方策 等	△	
十五 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項 (一部修正)	第六 感染症の予防に関する人材の養成に関する事項	・県、保健所設置市、医療機関等における感染症に関する人材の養成、資質の向上 等	○	
十六 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項 (新設)	新設予定	・感染症対応における保健所業務の役割の明確化と関係機関との連携を含めた体制構築 ・感染症危機発生時における保健所の人員体制、応援派遣の受入れ体制 等	○	
十七 特定病原体等を適正に取り扱う体制の確保に関する事項 (一部修正)	※国のみの記載事項	—		
十八 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策（国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。）に関する事項 (一部修正)	第八 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、並びに医療の提供のための施策に関する事項	—	○	
—	第九 感染症対策における関係機関及び関係団体との連携	—		
十九 その他感染症の予防の推進に関する重要事項 (一部修正)	第十 その他感染症の予防の推進に関する重要事項	—		

横須賀市感染症予防計画の想定スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
フェーズ			内容確認・ 考え方整理		素案検討			パブコメ	計画案策定			
数値目標		項目検討		数値目標設定								
横須賀市感染症対策委員会					★			★			★	
議会							一般報告 (パブコメ 予告)		一般報告 (素案)			一般報告 (計画案)
参考: 感染症対策協議会(都道府県連携協議会)				★ 連携協① (7/27 年間スケジュール等の提示)	★ 連携協② (8/31 数値目標(案)/骨子案の提示)		★ 連携協③ (記載事項の整理)	★ 連携協④ (素案の提示)			★ 連携協⑤ (改定案の提示)	
参考: 保健所設置市会議				★ ① (7/24)	★ ① (8/末)							

感染症予防計画の県市スケジュール一覧（現時点の想定）

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月～
横浜市		策定検討 部会(子会)	保健医療協 議会(親会) 策定検討 部会(子会)	議会報告		パブコメ	議会報告	策定検討 部会(子会)		議会報告		
川崎市			策定部会 親会議	策定部会		策定部会	政調 議会報告	パブコメ	策定部会	政調 策定部会 親会議	議会報告	
相模原市			医療審 議会	関係団体（医師会 等）への意見聴取	医療審 議会		議会 報告	パブコメ				
横須賀市			感染症対 策委員会	議会報告	感染症対 策委員会	パブコメ		感染症対 策委員会		議会報告		
藤沢市					健康危 機管理 保健所 協議会		議会 報告	パブコメ	健康危 機管理 保健所 協議会	議会 報告		
茅ヶ崎市					市民アン ケート			庁議	議会 報告	パブコメ		
神奈川県		感対 協 調査	感対 協	議会 報告	感対 協 医療審 議会	感対 協	議会 報告		パブコメ	感対 協 医療審 議会	議会 報告	